

竹原市公告第 8 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 1 日

竹原市長 今 榮 敏 彦

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤三竹原ショッピングセンター

竹原市中央四丁目 7 番 20 号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日 その理由
瀬戸内産業 株式会社	代表取締役 藤田 哲也	東京都世田谷区代沢 一丁目 30 番 8 号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日 その理由
瀬戸内産業 株式会社	代表取締役 藤田 哲也	東京都世田谷区代沢 一丁目30番8号	
株式会社藤 三	代表取締役 藤村 重造	広島県呉市広本町三 丁目12番26号	令和4年5月23日 追加

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日 その理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社 藤三	代表取締役 藤村 重造	広島県呉市広本町三丁目12番 26号	
有限会社 前川酒店	代表取締役 山田 智嗣	竹原市中央四丁目7番20号藤 三竹原ショッピングセンター内	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日 その理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社 藤三	代表取締役 藤村 重造	広島県呉市広本町三丁目12番 26号	
有限会社 前川酒店	代表取締役 山田 智嗣	竹原市中央四丁目7番20号藤 三竹原ショッピングセンター内	
株式会社	代表取締役	東京都府中市若松町一丁目38	令和4年11

サンドラ ッグ	貞方 宏司	番地の1	月30日入店
株式会社 セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番 地	令和4年12 月22日入店

2 届出年月日

令和5年1月25日

3 縦覧場所

竹原市中央五丁目1番35号

竹原市総務企画部産業振興課